

第五回國會 大藏委員會 議錄 第八号

昭和二十四年四月六日(水曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事島村 一郎君 理事宮崎 靖君

理事田中綱之進君 理事荒木萬壽夫君

理事風早八十二君 理事寺島隆太郎君

岡野 清彦君 小山 長規君

佐久間 徹君 前尾繁三郎君

三宅 則義君 河田 賢治君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

(理財局長) 伊原 隆君

大藏事務官 佐藤 一郎君

(法規課長) 同

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 椎本 文也君

四月一日

委員高間松吉君辞任につき、その補

欠として北澤直吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同月四日

委員川島金次君辞任につき、その補

欠として武藤運十郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月六日

理事川島金次君の補欠として田中綱

之進君が理事に当選した。

同日

寺島隆太郎君が理事に追加当選し

た。

四月四日

通信事業特別会計法の一部を改正す

第一類第七号

大藏委員會議錄 第八号 昭和二十四年四月六日

る法律案(内閣提出第二六号)

公園等の予算及び決算の暫定措置に

関する法律案(内閣提出第二七号)

同月二日

高崎地方専賣局高田出張所復活の請

願(塚田十一郎君紹介)(第九四号)

絹、人絹織物消費税軽減の請願(高

木吉之助君外九名紹介)(第九五号)

煙火類に対する物品税軽減の請願

(福田憲泰君紹介)(第一〇四号)

化粧品に対する物品税軽減の請願

(塚田十一郎君外一名紹介)(第一〇

九号)

茶に対する物品税軽減の請願(宮崎

靖君紹介)(第一一五号)

山形縣の果実酒醸造用砂糖特配の請

願(牧野寛泰君紹介)(第一二〇号)

寺院管理者に対する所得税軽減の請

願(平井義一君紹介)(第一二四号)

兒童用乗物に対する物品税軽減の請

願(福井勇君紹介)(第一三五号)

剃刀類に対する物品税軽減の請願

(天野公義君紹介)(第一三六号)

未復員者給與法の一部改正に関する

請願(船田亨二君紹介)(第一四七号)

國庫補助金の交付時期厳守に関する

請願(山口好一君外三名紹介)(第一

五二二号)

加賀港を開港場に指定の請願外一件

(大橋武夫君紹介)(第一七八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

通信事業特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二六号)

公園等の予算及び決算の暫定措置に

関する法律案(内閣提出第二七号)

〇川野委員長 たいだいまより會議を開

きます。

議案の審査に入ります前にお諮りい

たしたいことがあります。実は去る本

月四日理事川島金次君が委員を辞任せ

られましたので、理事が一名欠員とな

つております。その補欠として田中綱

之進君を、前例により委員長において

指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇川野委員長 御異議なしと認めさよ

う決定いたします。

次に同じく本月四日における議院運

営委員會の決定に基づき、各委員會とも

さらに理事一名を追加選任いたすこと

になりましたので、委員長において寺

島隆太郎君を理事に指名するに御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇川野委員長 御異議なしと認めさよ

う決定いたします。

次に去る本月四日本委員會に付託に

相なりました通信事業特別会計法の一

部を改正する法律案、及び公園等の予

算及び決算の暫定措置に関する法律案

の二案を一括議題といたします。まず

政府の説明を求めます。

通信事業特別会計法の一部を改

正する法律案

通信事業特別会計法の一部を

通信事業特別会計法(昭和二十二

年法律第四十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第五條の次に次の一條を加え

る。

第五條の二 昭和二十四年度に限

り、この會計を郵政勘定及び電氣

通信勘定に区分する。

郵政勘定においては、第一條第

二項に規定する郵便、郵便爲替、郵

便貯金及び郵便振替貯金の事業、

簡易生命保険及び郵便年金の取扱

に関する業務、年金及び恩給の支

給その他國庫金の受入拂渡に關す

る事務、収入印紙及び取引高税印

紙の賣さばきに関する事務並びに

これらの附帶業務について、電氣

通信勘定においては、同項に規定

する電信及び電話の事業、電氣試

験所において行つ試験及び研究並

びにこれらの附帶業務について、

經理を行う。

附則

この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十四年度の予算から適用

する。

公園等の予算及び決算の暫定措

置に関する法律案

公園等の予算及び決算の暫定

措置に関する法律

(通則)

第一條 法令による公園、復興金融

金庫、庶民金庫、船舶運営會、持

株會社整理委員會、閉鎖機關整理

委員會及び証券処理調整協議會

(以下「公園等」という。)の予算及

び決算に關しては、この法律、こ

の法律に基く政令若しくは省令又

は公園等に関する法令に定める場

合を除くの外、國の予算及び決算

の作成、提出又は議決に關し適用

される法令の規定の例による。

(事業年度)

第二條 公園等の事業年度は、他の

法令の規定にかかわらず、年一回

とし、毎年四月に始まり、翌年三

月に終る。

3 公園等は、毎事業年度の決算を

翌年度七月三十一日まで完了結し

なければならない。

(予算の作成及び提出)

第三條 公園等の予算は、公園等に

おいて作成し、これに、政令の定

めるところにより、当該年度の事

業計画又は資金計画に關する書

類、前前年度の損益計算書、貸借

対照表又は財産目録等を添え、主

務大臣を経由して大藏大臣に提出

しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により

予算の提出を受けたときは、これ

を検討して必要な調整を行い、閣

議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により予算

を決定したときは、これを國會に

提出しなければならない。

4 前項の予算には、政令の定める

ところにより、第一項に規定する

書類を添附するものとする。

5 予算の作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。
(予算の形式及び内容)

第四條 公團等の予算は、これを款及び項に区分する。

2 前項に規定するものの外、公團等の予算の形式及び内容については、大蔵大臣が、主務大臣にはかつて定める。

(目的の区分)

第五條 公團等は、予算が國會の議決を経たときは、國會の議決したところに従い、項を目及び節に区分し、その予算を主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その区分の承認を経なければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を會計検査院に通知しなければならない。

(決算報告書の作成及び提出)

第六條 公團等は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これに前項の書類を添え、内閣に送付しなければならない。

第七條 内閣は、前條第二項の規定により公團等の決算報告書の送付を受けたときは、これに前條第一項の書類を添え、會計検査院に送付しなければならない。

第八條 内閣は、會計検査院の検査

を終了した公團等の決算報告書に第六條第一項の書類を添え、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(予算の執行)

第九條 公團等は、予算については、各項に定める目的の外に使用してはならない。

第十條 公團等は、予算に定める各項の経費の金額を彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができぬ。

2 公團等は、大蔵大臣の指定する各目又は節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ目的の間又は節の間において彼此流用することができない。

3 公團等は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときは、主務大臣を経由しなければならない。

4 公團等は、第二項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については公團等限り、当該目又は節相互の間において彼此流用することができぬ。

5 大蔵大臣は、第二項但書又は第三項の規定に基き移用又は流用について承認をしたときは、その旨を會計検査院に通知しなければならない。

(會計検査院の検査)

第十一條 公團等の會計については、會計検査院が検査する。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公團等の昭和二十四年度分の予算から適用する。

○中野政府委員 たいま議題となりました通信事業特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本年六月におきまして通信省が郵政省及び電気通信省に分離することになりました関係上、その分離のあかつきには現在の通信事業特別会計を廃止して、新たに郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計を新設する所存であります。が、それまでの間、通信事業特別会計に新たに郵政勘定及び電気通信勘定を設けてこれを経理し、もつて新旧会計間の事務の円滑なる引継ぎ並びに当該會計の予算及び決算の適正を期する必要があるため、この法律案を提出した次第であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

公團、復興金融金庫、庶民金庫、船舶運賃會、持株會社整理委員會、閉鎖機關整理委員會及び証券処理調整協議會——以下これを總稱して公團等と申し上げます。

公團等につきましては、その性質に顧みまして、その予算は國會の議決を経させる等の措置を講じ、その経理の適正明確をはかる必要があるものと認められます。しかして、その予算の作成、議決及び実行並びにその決算の作成等につきまして、その詳細な基準及び手続を確立するのが適當であります。が、それまでの暫定措置として、とりあえ

ず昭和二十四年度からおおむね國の予算及び決算の例にならつてこれを実行して行きたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。以下本法律案に規定するおもな点について御説明申し上げます。

一、まず公團等の事業年度につきましては、従来は各公團法等によりまして毎年四月から翌年三月に至る間を前期、得期の二期にわけていたのであります。が昭和二十四年度からは、國の會計年度と同様、毎年四月から翌年三月までの一會計年度ということにいたしたいと存じます。

二、次に予算につきましては、公團等においてこれを作成し、参照書類を添えて、主務大臣を経て大蔵大臣に提出することとし、大蔵大臣はこれを検討し、また必要な調整を加えて閣議に提出し、その決定を経た上、内閣から國會に提出してその議決を経ることにいたしたいと存じます。

三、予算の形式及び内容につきましては、公團等の性質に適合するように大蔵大臣が主務大臣と協議して定める点を除きましては、おおむね國の予算にならつて款項は区分し、その実行科目も目節に区分することにいたしたいと存じます。

四、予算の実行につきましては、國會において議決された各項に定める目的の外に、予算の使用ができないのはもちろんのことありますが、予算執行の必要に基きまして、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合は、國の予算執行の場合における同様、一定の制限のもとにその移用、流用ができることにいたしたいと存じます。

五、次に決算につきましては、公團

等において、予算の形式に準じて決算報告書を作成し、これに参照書類を添え主務大臣を経てこれを大蔵大臣に提出することとし、大蔵大臣はこれを審査して内閣に送付し、内閣はこれについて會計検査院の検査を経た上、國の歳入歳出決算とともに國會に提出して、その承認を経ることにいたしたいと存じます。

以上をもちまして、本法律案のおもな点についての説明を終ることいたします。が、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○川野委員長 過ぐる委員会におきましては、去る三月三十一日まで二回院を通過させていたたかなければならぬ性質の法案ばかりでございました。で、大臣、局長らの政府委員がお見えにならなくても法案を通したのであります。が、かねてお互いが主張いたしましたように、大臣があるいは局長の答弁を求めた上に法案を通す、こういう委員會の大体の空氣によりまして、本日は大臣、局長がお見えになつておりませんので、答弁は後日に譲りまして、これにて散會いたします。

午前十一時三十分散會